

議案第12号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月2日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

南風原町職員等の旅費に関する条例（昭和47年南風原村条例第44号）の改正に準じて宿泊を要する場合の日当額を見直すこと、及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく、南風原町行政不服審査会の設置に関連し、委員及び専門委員の報酬及び費用弁償を定める必要があるため提案する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項目当1日につきの欄中「1,500円」を「3,000円」に改め、同表中「1,100円」を「2,400円」に改める。

別表特別職報酬審議会委員の部の次に次のように加える。

行政不服審査会委員及び専門委員	日額	11,000	〃	〃	〃	〃
-----------------	----	--------	---	---	---	---

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。